



共済契約・保険契約の 「乗換」「転換」について考える

おの ち
の せ
小野寺 千世

1 『共済と保険』2015年11月号の巻頭言として、保険募集にかかる法整備としての情報提供義務、意向把握義務を中心とした平成26年保険業法改正後の動向について、書かせていただきました。今回は、保険業法における保険募集規制である、保険会社、保険募集人に対する一定の行為の禁止（300条1項各号など）、保険会社および保険募集人における体制整備義務に関連して、かんぽ生命保険の不適切販売問題を手がかりに、共済契約・保険契約の「乗換」「転換」について、考えてみたいと思います。

2 まず、今回のかんぽ生命保険における問題について整理してみます。今回の問題は、保険契約の乗換によって、契約者の意向に沿わず不利益が発生した可能性がある事案が多数確認されたというものです。具体的には、かんぽ生命保険契約問題特別調査委員会がまとめた「調査の現状及び今後の方針の概要について」によりますと、契約者に不利益が生じた可能性のある特定事案の類型として、以下の6つに分類されています。調査対象件数の多い順にならべると、①乗換契約の判定期間後（乗換後の契約の契約日の後7カ月から後9カ月）の解約により、保障の重複が生じた事案、②乗換契約の判定期間外（乗換後の契約の契約日の前4カ月から前6カ月）の解約により、保障の空白が生じた事案、③特約切替や保険金額の減額により、より合理的な提案が可能であった事案、④乗換契約に際し、乗換前の契約は解約されたものの、乗換後の

契約が引受け拒絶となった事案、⑤乗換契約前後で予定利率が低下しており、保障の内容・保障期間の変動がない等の事案、⑥乗換契約後、告知義務違反により乗換後の契約が解除となり、保険金が支払拒絶等となった事案です。

3 保険契約の乗換とは何かですが、かんぽ生命では、乗換契約について、「既契約を解約等（解約、失効、未入金解除、特約解約、特約失効、保険金額（特約を含む。）の減額変更、保険料払済契約への変更）させて、新規契約の申し込みをさせる、又は新規契約の申し込みをさせて既契約を解約等させる行為」と定義しています。

生命保険はほとんどの世帯に普及しており、長期契約である生命保険期間において、その間の物価の上昇による相対的保障機能の低下、保険契約者の収入や家族構成の増減による生活設計上の変化から、保障額・保障内容を変更するために、新たな生命保険に加入しようとする際には、従来の契約内容の見直しを伴うことが多くなります。新たな生命保険契約の締結により、従来にはなかった保障内容を得ることができる反面、加齢や予定利率低下による保険料の上昇など、契約者にとって既契約にはなかった不利益が発生する可能性があります。契約者が従来の契約内容の見直しを行うにあたっては、メリットのみならず、デメリットと考えられる点も含めて合理的な判断をする必要があります。さらには、保険募集を行う者が業績を上げるために、あ

るいは、逆ざやを解消する手段等として保険契約者等の事情を無視して乗換募集を行えば、保険契約者等に不利な様々な結果が生じるものでもあります。そのため、保険業法上、意向把握義務、情報提供義務といった保険募集に関して一般的に適用される規制に加え、乗換契約特有の規制として、保険契約者又は被保険者に対して不利益な事実を告げない行為が禁止されています（300条1項4号）。乗換における不利益事実を保険契約者等に告げることを実質的に義務づけることで、保険契約者がリスクを理解する機会を与えられないまま乗換募集が行われることを防止することを目的とする規制です。

4 ところで、かんぽ生命では、条件付解約制度、既契約の解約を伴わない転換制度等のような、乗換契約にともない契約者に引受謝絶や支払謝絶等の不利益が生じる要因を解消する制度が導入されていませんでした。

共済契約や他の生命保険契約において導入されている契約転換制度とは、既契約の権利を生かしつつ、新たな商品に転換できる制度です。転換制度は、民法上の更改契約をモデルとし、その契約内容は、保険契約の転換制度を規定する特則および転換後契約の普通保険約款・特約により定まります。契約転換により、①転換後の新規契約が成立し、同時に被転換契約である既契約の全部または一部が消滅し、②新規契約と既契約は同一性を持たず、既契約について存する抗弁は転換後契約に引き継がれません。例えば、告知義務違反による解除の除斥期間や自殺免責期間の起算日は新規契約の責任開始日となります。もっとも、契約転換の法的性質は単なる更改とは

異なり、転換特則では、契約転換制度の本来の主旨である既契約について有していた保険契約者の地位の引継ぎを生かすため、「復元制度」や「転換後契約の継続取扱制度」を設けて、一定の要件のもとに保険契約者の便宜を図っており、既契約と新規契約に断絶が生じることに起因した乗換契約に特有の問題が生じない制度となっています。

5 共済契約・保険契約の乗換、転換に際して、契約者としては、変更しようとする保障の内容を理解、納得したうえで、その手続をすることが必要であり、推進者・募集人の側では、保険契約者の意向を十分に把握し、その意向に沿った情報を提供することが重要です。

契約者としては、推進者・募集人に任せってしまうのではなく、自身の意向をできるだけ明確にして、情報を吟味して契約を締結する努力が必要であると思われます。とはいえ、組織に対する信用が、不適切販売という形で利用されてしまったことは、いかにも残念です。この背景には、ノルマを達成できたかどうかを人事評価に直結するため、ノルマ（営業目標）のプレッシャーがあったと報道されています。そもそもは、組織のあり方の問題であり、募集人の資質の問題であると考えられます。

地域に根ざしている共済団体に対しては、消費者等からの信用は極めて高いものと想像できます。そうであればこそ、その信用に応えられる体制を整備し、ベストプラクティスを常に意識すべきでしょう。

（日本大学法学部 教授）